

第66号議案品川区立児童センター条例の一部を改正する条例
第67号議案品川区立保育所条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

建替えによる保育園・児童センターの移転により、所在地を変更する。

2. 改正内容

(1) 一本橋保育園・児童センター

改築に伴う仮施設（荏原第四中学校跡地）への移転による所在地の変更

【施行期日】令和4年4月4日

※児童センターは、令和4年3月1日～令和6年3月31日まで、休館。



(2) 東大井保育園・児童センター

改築工事の終了後、仮施設からの移転による所在地の変更。

【施行期日】令和4年9月20日



3. 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○品川区立児童センター条例 昭和41年4月1日条例第9号</p> <p>(目的) 第1条 品川区立児童センター（以下「センター」という。）は、区内における児童に健全な娯楽を与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにして、その健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(設置) 第2条 センターの名称および所在地は、別表のとおりとする。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和4年9月20日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品川区立東大井児童センター</td> <td>東京都品川区東大井一丁目22番16号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	(省略)		品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井一丁目22番16号	(省略)		<p>○品川区立児童センター条例 昭和41年4月1日条例第9号</p> <p>(目的) 第1条 品川区立児童センター（以下「センター」という。）は、区内における児童に健全な娯楽を与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにして、その健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(設置) 第2条 センターの名称および所在地は、別表のとおりとする。</p> <p>(省略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品川区立東大井児童センター</td> <td>東京都品川区東大井三丁目4番4号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	(省略)		品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井三丁目4番4号	(省略)	
名称	所在地																
(省略)																	
品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井一丁目22番16号																
(省略)																	
名称	所在地																
(省略)																	
品川区立東大井児童センター	東京都品川区東大井三丁目4番4号																
(省略)																	

品川区立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○品川区立保育所条例 昭和36年3月31日条例第1号 (設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、品川区立保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。 (省略) 付 則 この条例中別表12の部品川区立一本橋保育園の項の改正規定は令和4年4月4日から、同表11の部品川区立東大井保育園の項の改正規定は同年9月20</p>	<p>○品川区立保育所条例 昭和36年3月31日条例第1号 (設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、品川区立保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。 (省略)</p>																														
<p>日から施行する。</p>																															
<p>別表(第1条関係)</p>	<p>別表(第1条関係)</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>品川区立東大井保育園</td> <td>東京都品川区東大井一丁目22番16号</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>品川区立一本橋保育園</td> <td>東京都品川区豊町三丁目5番31号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	(省略)	(省略)	(省略)	11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井一丁目22番16号	12	品川区立一本橋保育園	東京都品川区豊町三丁目5番31号	(省略)	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>品川区立東大井保育園</td> <td>東京都品川区東大井三丁目4番4号</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>品川区立一本橋保育園</td> <td>東京都品川区大井二丁目25番1号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	所在地	(省略)	(省略)	(省略)	11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井三丁目4番4号	12	品川区立一本橋保育園	東京都品川区大井二丁目25番1号	(省略)	(省略)	(省略)
番号	名称	所在地																													
(省略)	(省略)	(省略)																													
11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井一丁目22番16号																													
12	品川区立一本橋保育園	東京都品川区豊町三丁目5番31号																													
(省略)	(省略)	(省略)																													
番号	名称	所在地																													
(省略)	(省略)	(省略)																													
11	品川区立東大井保育園	東京都品川区東大井三丁目4番4号																													
12	品川区立一本橋保育園	東京都品川区大井二丁目25番1号																													
(省略)	(省略)	(省略)																													